令和９年４月１日採用　福岡市こども総合相談センター会計年度任用職員　募集案内

１　応募受付期間

令和８年11月20日（金）～令和８年12月15日(火)17：00【必着】

２　募集区分、採用予定人数及び職務内容

※採用予定人数は、状況により変わることがあります。

No	募集区分（以下、略称で表記）	予定人数	職　務　内　容
1	総合相談員（総合相談）	1　名程度	子どもや保護者に関する電話相談対応等
2	夜間電話相談員（夜間相談）	1　名程度	
3	心理相談員（心理相談）	3　名程度	心理査定、心理療法・カウンセリング、心理的支援、療育手帳判定等
4	児童福祉専門相談員（児童福祉）	14　名程度	子どもや保護者等からの相談対応及び必要な支援・指導・調査等
5	思春期相談員（思春期）	1　名	ひきこもり等の専門相談、思春期集団支援事業の企画・運営等
6	保健指導員（保健指導）	1　名程度	一時保護児の健康管理及び嘱託医の診断補助
7	昼間児童指導員（昼間指導）	1　名程度	一時保護所における子どもの生活指導等 ※学習指導、スポーツ指導を含む
8	夜間児童指導員（夜間指導）	2　名程度	一時保護所における子どもの生活指導等
9	夜間児童指導員 週13.75H（夜間13.75H）	1　名	
10	深夜児童指導員（深夜指導）	2　名程度	
11	スクールカウンセラー（ＳＣ）	32　名程度	福岡市立学校における児童生徒等のカウンセリング等
12	スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）	15　名程度	福岡市立学校における児童生徒等への支援等
13	教育カウンセラー（教育C）	2　名程度	教育相談、面接相談、電話相談、心理的支援等
14	教育支援センター指導員（教支指導）	6　名程度	教育支援センターにおける不登校児童生徒への指導援助等
15	教育支援センター心理指導員（教支心理）	3　名程度	教育支援センターにおける不登校児童生徒への指導援助、心理的支援等
16	登校支援対策推進員（登校支援）	1　名	NPOとの共働事業の運営、研修に関する事業の運営補助等

３　勤務条件

※以下にある「祝日」は国民の祝日に関する法律に規定する休日です。

任用期間		令和９年４月１日から令和10年３月31日まで ※勤務成績が良好な場合、再採用（翌年度も採用）を４回まで行うことがあります。 ※65歳に達した職員が任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
勤務日時	1.（総合相談）	週４日（土日・祝日を含む交替勤務、原則7時45分～17時）、週の勤務時間：27時間30分
	2.（夜間相談）	週５日（土日・祝日を含む交替勤務、原則16時30分～22時）、週の勤務時間：27時間30分
	3.（心理相談）	勤務する部署により、下記①・②のどちらかになります。 ①週４日　※勤務を要しない日：原則、土日・祝日等、週の勤務時間：27時間30分 ②週４日　※土日・祝日を含む交替勤務、8時45分～16時15分、8時45分～16時45分、週の勤務時間：27時間30分
	4.（児童福祉）	週４日　※勤務を要しない日：原則、土日・祝日等、週の勤務時間：27時間30分
	5.（思春期）	週５日、または週４日 ※勤務を要しない日：土日・祝日等、週の勤務時間：27時間30分
	6.（保健指導）	週４日 ※土日・祝日を含む交替勤務、８時45分～16時15分、８時45分～16時45分、10時～18時 週の勤務時間：27時間30分
	7.（昼間指導）	週４日　※土日・祝日を含む交替勤務、８時45分～16時45分、８時45分～16時15分 週の勤務時間：27時間30分
	8.（夜間指導）	週５日（土日・祝日を含む交替勤務、16時30分～22時）、週の勤務時間：27時間30分
	9.（夜間13.75H）	４週10日（土日・祝日を含む交替勤務、16時30分～22時）、週の勤務時間：13時間45分
	10.（深夜指導）	３週で７日（土日・祝日を含む交替勤務、16時30分～翌日９時） 週の勤務時間：27時間30分

	11.（ＳＣ）	・週1～2日（原則、月曜日から金曜日の8時～17時のうち、1日４時間で週８時間の勤務） ・週2～4日（原則、月曜日から金曜日の8時～17時のうち、1日４時間で週16時間の勤務） ・週3～5日（原則、月曜日から金曜日の8時～17時のうち、1日４時間で週24時間の勤務） ※夜間中学で勤務する場合は、原則、月曜日から金曜日の14時～21時のうち、1日4時間の予定です。 ※勤務を要しない日：土日祝日等、その他の学校休業日（ただし、学校事情等により勤務することがあります。）
	12.（ＳＳW）	週４日　※勤務を要しない日：土日祝日等　週の勤務時間：27時間30分　原則9時～17時 ※夜間中学で勤務する場合は、概ね、月曜日から金曜日の13時～21時
	13.（教育C）	週４日　※勤務を要しない日：土日祝日等　週の勤務時間：27時間30分　原則9時～17時
	14.（教支指導） 15.（教支心理）	週５日（原則、月曜日～金曜日の9時30分～16時） ※勤務を要しない日：土日祝日等　週の勤務時間：27時間30分
	16.（登校支援）	週５日（原則、月曜日～金曜日の9時15分～15時45分） ※勤務を要しない日：原則、土日祝日等　週の勤務時間：27時間30分
勤務場所	1.(総合相談)　2.(夜間相談)　3.(心理相談) 4.(児童福祉)　5.(思春期)　6.(保健指導) 7.(昼間指導)　8.(夜間指導)　9.(夜間13.75H) 10.(深夜指導)　13.（教育C）16.(登校支援)	福岡市こども総合相談センター
	11.(ＳＣ)　12.(ＳＳW)	福岡市立学校
	14.（教支指導）　15.（教支心理）	福岡市教育支援センター（各区にあります。）
給与	1.(総合相談)　2.(夜間相談)　3.(心理相談) 4.(児童福祉)　5.(思春期)　12.(ＳＳW) 13.(教育C)　14.(教支指導)　15（教支心理） 16.(登校支援)	月額214,911円～231,773円（地域手当を含む）
	6.(保健指導)　7.(昼間指導) 8.(夜間指導)　10.(深夜指導)	月額194,067円～205,465円（地域手当を含む）
	9.（夜間13.75H）	月額97,033円～102,732円（地域手当を含む）
	11.(ＳＣ)	１日(４時間）20,000円程度（地域手当を含む） ※時間額5,011円
	※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。	
諸手当	通勤手当	条例、規則等の定めるところにより支給（月55,000円、日2,619円を上限）
	特殊勤務手当	福祉手当：月額14,194円又は月額7,168円 ※SC、SSW、教育C、教支指導、教支心理、登校支援を除く ※夜間13.75Hは、月額7,097円
	期末手当	年２回（６月、12月）在職期間に応じて支給 ※夜間13.75Hを除く
	勤勉手当	年２回（６月、12月）勤務期間等に応じて支給 ※夜間13.75Hを除く
休暇		・任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 ・その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険		健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 ※週８時間勤務、週16時間勤務のSCを除く ※夜間13.75Hを除く
公務災害		労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務		地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
その他		・給与等支給日：毎月20日 （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日）
		・健康診断あり ※週8時間勤務、週16時間勤務のSCを除く ※夜間13.75Hを除く
		・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

4　受験資格

次の（1）～（3）の要件を満たす人

（1）以下のいずれにも該当しない人

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

・児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの人

・児童虐待の防止等に関する法律第２条に規定する児童虐待、又は被措置児童等虐待を行った人、その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした人

（2）日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

（3）子どもの問題に係る相談・育成・指導等の業務に熱意を有し、**次のいずれかに該当する人**

1.総合相談員 2.夜間電話相談員	・教員免許を有する人 ・保育士の資格を有する人 ・看護師または保健師または助産師の免許を有する人 ・社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人 ・社会福祉主事の資格を有する人 ・公認心理師または臨床心理士の資格を有する人 ・４年生大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科（相当する課程）のいずれかを修めて卒業した人（令和９年3月修了見込みの人を含む） ・専門の相談機関や行政機関等で相談業務の経験を有する人
3.心理相談員	・臨床心理士の資格を有する人（令和９年３月末取得見込可） ・公認心理師の資格を有する人（令和９年３月末取得見込可） ・大学院で心理学を専攻し、修了した人（令和９年3月修了見込みの人を含む）
4.児童福祉専門相談員	・児童福祉司の任用資格を有する人（※１） （児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する人） ※ただし、同条第３項第８号、第９号の「指定講習会の過程を修了」については、受験資格の要件としない。
5.思春期相談員	・保健師、養護教諭、臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人で、集団支援の経験を有する人
6.保健指導員	・看護師免許を有する人
7.昼間児童指導員 8.夜間児童指導員 9.夜間児童指導員 週13.75H 10.深夜児童指導員	・教員免許を有する人 ・保育士の資格を有する人 ・社会福祉士の資格を有する人、またはその受験要件を満たす人 ・児童指導員の任用資格を有する人（※２）
11.スクールカウンセラー 13.教育カウンセラー	・公認心理師の資格を有する人（令和９年３月末取得見込可） ・臨床心理士の資格を有する人（令和９年３月末取得見込可）
12.スクールソーシャルワーカー	・社会福祉士の資格を有する人（（令和９年３月末取得見込可） ・精神保健福祉士の資格を有する人（令和９年３月末取得見込可）
15.教育支援センター心理指導員	・臨床心理士の資格を有する人（令和９年３月末取得見込可） ・公認心理師の資格を有する人（令和９年３月末取得見込可） ・大学院で心理学を専攻し、修了した人（令和９年3月修了見込みの人を含む）
14.教育支援センター指導員 16.登校支援対策推進員	・10年以上学校教育の経験を有する人

※１　詳細は、児童福祉法第１３条の③をご覧ください。

※２　詳細は、「福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例」の第１８条をご覧ください。

5　選考試験

＜資格審査＞資格要件を満たしているか、確認します。

＜課題作文＞募集申込書添付の作文について、評定します。

※選考試験の結果を全員に通知します。

6　面接試験

・選考試験合格者には、以下の日にちで面接試験を実施します。

募集区分１～10：令和９年１月17日(日)（予定）

募集区分11～16：令和９年１月16日(土)（予定）

・面接試験実施後、最終合格について、面接受験者全員に通知します。

※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

7　応募方法

（1）提出書類

①　令和９年４月１日採用　福岡市こども総合相談センター会計年度任用職員 募集申込書

※申込書は、福岡市こども総合相談センター（中央区地行浜2-1-28）、情報プラザ（福岡市役所１階）、各区情報コーナー、各出張所で配布します。また、市ホームページからダウンロードできます。

②　受験資格を証する書類

※例：資格登録証明書の写し・必要な学科を修了した、又は修了見込みであることを証する書類・実務経験を証する書類等

③　課題作文　　※別紙【課題一覧】より、該当の課題について記述してください

④　返信用封筒　　※110円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒１部（長形３号）

※複数の募集区分に申し込むことも可能です。その場合は、以下のようにご提出下さい。

①②③：１つの募集区分につき１セットご提出下さい。

④：1.（総合相談）～10.（深夜指導）用として１枚、ご提出下さい。
11.（ＳＣ）～16.（登校支援）用として１枚、ご提出下さい。

（2）提出方法

提出書類一式を入れた封筒の表に【会計年度任用職員受験申込】と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、令和８年12月15日(火)までに(必着)下記の宛て先に郵送または持参でお申込みください。

※持参の場合の受付は、平日９時から17時までです。（土日・祝日は受け付けません。）

（3）宛て先（持参先）

募集区分１～10

〒810-0065　福岡市中央区地行浜２丁目１番28号
福岡市こども総合相談センターこども相談企画課

募集区分11～16

〒810-0065　福岡市中央区地行浜２丁目１番28号
福岡市こども総合相談センター教育相談課

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

8　個人情報の取扱いについて

募集申込書に記載された個人情報については、福岡市こども総合相談センター会計年度任用職員に係る採用試験及び任用の手続きに必要な範囲内で利用します。

9　合格から採用まで

・最終合格者は、令和10年３月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
・候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和９年４月１日以降の採用を行います。
・令和９年４月１日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
・地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後１か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。
・本業務へ従事するに当たっては、令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

10　その他

・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。

・当募集及び選考試験において、セクシュアル・ハラスメント等に該当する行為を受けた場合、またはそのおそれがある場合には、以下のハラスメント相談窓口へご相談ください。

【ハラスメント相談窓口　問い合わせ先一覧】

募集区分１～10

総務企画局 人事部 服務課 職場適正係　　（電 話）711-4187　（ﾌｧｯｸｽ）733-5559　gharassment@city.fukuoka.lg.jp

募集区分11～16

教育委員会 職員部 服務指導課 服務指導第３係　（電 話）711-4813　（ﾌｧｯｸｽ）733-5536　kharassment@city.fukuoka.lg.jp

11　問い合わせ先

募集区分１～10

福岡市こども総合相談センターこども相談企画課

ＴＥＬ：092-832-7833　　ＦＡＸ：092-832-7830

募集区分11～16

福岡市こども総合相談センター教育相談課

ＴＥＬ：092-832-7120　　ＦＡＸ：092-832-7125